## 公示

# 「市場開拓に向けた取り組みを支える研究開発」 に係る企画競争参加者を募集します。

農林水産省農林水産技術会議事務局は、平成28年度から実施予定の委託プロジェクト研究「市場開拓に向けた取り組みを支える研究開発」について、委託プロジェクト研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。研究の実施(公募課題の受託)を希望される方は、下記に従って提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成28年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ 御承知おきください。

記

#### 1 事業概要

1 - 1 薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発

## (1)事業内容

漢方製剤等の原料となる生薬は、現在、国内需要の約9割を輸入に頼っていますが、海外からの安定的な調達が難しい状況になりつつあること、栽培、加工にあたり高齢者への負担が軽い品目があることなどの理由により、実需者や中山間地域の生産者等を中心に薬用作物の国内生産拡大への関心が高まっています。しかし、多くの品目では、国産品の栽培技術の改良が進んでいないため生産性が低く輸入品に較べ高価なことが、そのシェア拡大を阻み、国内での生産拡大に向けた取組が進んでいません。このため、薬用作物のうち需要が多い品目について、高品質化、低コスト化及び生産の安定化を可能とする技術を開発することとします。

#### (2)公募研究課題別の研究開発内容

ア
「薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発」

### (研究内容)

カンゾウ、トウキ等の需要が多い品目について、種苗の高品質化技術、種苗の低コスト生産技術、収穫物の低コスト調製技術、日本薬局方で規定された有効成分の含有率を適切な範囲で安定化させる栽培技術等、高品質な産品を低コストで安定的に栽培・収穫・調製するための技術を開発し、その増益効果を生産現場において実証するとともに、薬用作物栽培を含む高収益複合経営モデルを開発することとします。対象品目数は3から6とします。

### (研究実施期間(予定))

平成28年度~平成32年度(5年間)

(平成28年度の委託研究経費限度額)

80,000千円

## (留意事項)

普及組織及び実需者を研究グループに加えた上で、生産現場や実需者のニーズに適切に対応できる技術の開発に努めて下さい。研究グループに参画する普

及組織は、開発された技術の普及に努めて下さい。

マニュアルは、普及組織及び農業者が活用しやすいものとして下さい。研究成果は原則として公知化することとしますが、実需者の生産物買い取り価格やその算出が可能な数値データなど、実需者に経済的損失を与える可能性のある情報の公開まで求めるものではありません。

#### (3)委託件数

原則として1件とします。

### 1 - 2 地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための技術開発

### (1) 事業内容

国産の農林水産物や食品について、健康の維持や増進に効果のある性質、いわゆる機能性を明らかにし又は強化することは、健康志向の高まりや高齢化の進行に伴い、その消費拡大のための手段としての重要性が増しています。このため、現在、国産の農林水産物や食品の機能性を臨床試験を通じて明らかにしたり、育種によりその機能性を強化するなどの研究が進められているほか、昨年 4 月には、生鮮品も対象とした機能性に関する新しい食品表示制度の運用が開始されています。

このような状況のなか、食生活と健康状態に関して国内各地で行われてきたコホート研究のデータにより、現在進められている研究の対象にはなっていないものの機能性を有することが示唆される地域の農林水産物や食品が未だ数多く存在していることが明らかになってきています。このため、それらについて、機能性表示に必要な科学的エビデンス等を取得し、当該表示を消費拡大に向けて活用するための戦略を策定するとともに、これらの取組のプロセスを取りまとめることにより、様々な地域が同様の取組を行う際に参考となる手引書を作成することとします。

0

## (2)公募研究課題別の研究開発内容

ア 「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための技術開発」

## (研究内容)

既存のコホート研究のデータにより機能性を有することが示唆されている地域の農林水産物又は食品について可能な限り多くの品目を対象として、それらの摂取が健康の維持又は増進に及ぼす影響の程度を詳しく解析することとします。その上で、それらの農林水産物又は食品のうち機能性を有する蓋然性が高いものについて、機能性表示に必要な作用機序の解明およびヒト介入試験等、科学的エビデンスを獲得します。加えて、機能性成分を高める栽培・加工技術の開発、機能性成分を維持・向上させる調理技術の開発等を行うとともに、機能性表示を活用した取組みを進めるための関係者との連携体制を構築し、消費拡大に向けた戦略を策定することとします。

### (研究実施期間(予定))

平成28年度~平成32年度(5年間)

(平成28年度の委託研究経費限度額)

120,000千円

#### (留意事項)

科学的に有意な効果が確認されないなどの結果に終わる場合もあり得ることから、科学的エビデンスの獲得、機能性成分を高める栽培・加工技術の開発、 機能性成分を維持・向上させる調理技術の開発等については、3つ以上の都道 府県で生産されている3品目以上を対象に行って下さい。

研究グループに食品加工業者及び流通業者を加えた上で、これら関係者のニーズに適切に対応できる科学的エビデンスの獲得や技術の開発と、実現性の高い戦略の策定に努めて下さい。研究グループに参画する食品加工業者及び流通業者は、消費拡大に向け、策定された戦略に沿った取組の推進に努めて下さい。

#### (3)委託件数

原則として1件とします。

### 2 応募について

(1)応募者の資格要件(単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通)

委託プロジェクト研究課題には単独で応募することも、複数の研究機関等からなる研究グループで応募することもできます。グループとして応募する場合には、グループ構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

応募者(単独で応募した場合はその者、グループとして応募する場合は代表機関) は、次の から までの要件を満たす必要があります。

民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共 団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等( )であること。

研究機関等とは、国内に設置された法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- A 研究開発 (企画調整を含む。)を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- B 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること。(地方公共団体は除く。)物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の申請を行っている、又は行う事を確約すること。(地方公共団体は除く。)

委託契約の締結に当たっては、農林水産省から提示する委託契約書に合意できること。

原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、 国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観 点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理 を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。

- ・国との委託契約を締結できる能力・体制
- ・事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の 設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制(体制整備 が確実である場合を含む。)
- ・研究成果の普及、研究実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に 行う能力・体制

当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者(以下「研究開発責任者」という。)を選定すること。

研究開発責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
- B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
- C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・ 進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年 退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究開発責任者にな ることを避けてください。

## (2)複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ(コンソーシアム)を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関から応募していただく必要があります。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。

研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること(規約方式)研究グループ参加 機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと(協定書方式)又 は共同研究契約を締結することが確実であること(共同研究方式)。

研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約 登録者名簿登録申請書」を提出すること。

また、研究グループの代表機関以外の研究グループ参加機関を「共同研究機関等」 といいます。

共同研究機関等は 、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有しているこ と。
- B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有している こと。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

#### (3)普及・実用化支援組織の参画

研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限り研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関(以下「普及・実用化支援組織」という。)を参画させてください。普及・実用化支援組織の研究グループへの参画が必須となっている公募課題もあります。詳細は、別紙1から別紙2までを御覧ください。)

なお、研究機関等に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

提案書の「研究実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるように記載してください。

「普及・実用化支援組織」は、共同研究機関等のA及びBの要件に加え、次の要件を満たしていることが必要です。

- C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力を有している こと。
- D 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制 を有していること。

E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができること。

なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の 要件を追加します。

F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見を研究グループにフィード バックできる能力・体制を有していること。

## (4)応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成28年3月22日(火)17:00までに電子申請を行ってください。e-Radを利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙3を御覧ください。

e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1~2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合もあります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、 御注意ください。

#### 3 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、研究機関ごとに応募要領別紙1及び別紙2の参加申込書に記入の上、説明会の開催前日の12時までにFAXにてお申し込みください(会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。)。

·日 時:平成28年2月16日(火)13:30~

・場 所:農林水産省 本館6階 農林水産技術会議委員室(ドア 本678)

### 4 今後のスケジュール

公募開始(公示)----2月1日(月)

公募説明会 - - - - - 2月16日(火)

応募の締切り - - - - - 3月22日(火)17:00

委託先の決定 - - - - 4月中

委託契約の締結 - - - - 予算成立後

### 5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産省農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

## 【公募課題について】

1 - 1 薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発

農林水産技術会議事務局研究統括官(生産技術)室 担当者 小松

TEL: 03-6744-2214 FAX: 03-3502-4028 1-2 地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための技術開発農林水産技術会議事務局研究統括官(生産技術)室 担当者 柊

TEL: 03-6744-2214 FAX: 03-3502-4028

## 【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班 担当者 大島

TEL: 03-6744-7162 FAX: 03-6738-6158

## 【e-Radについて】

e-Radヘルプデスク

TEL:0120-066-877 又は03-3455-8920

e-Rad ポータルサイトの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」

(http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html) も御確認ください。

## 【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課 担当者 古賀

TEL: 03-3501-4609 FAX: 03-3507-8794

以上公示します。

平成28年2月1日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理)

## 石 上 和 夫

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\_jigyousya.pdf)を御覧ください。